

平成25年度 事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	外部監査						継続				
コード	24	-	04	-	01	-	00	予算事業名	行政改革の推進		
担当部署	政策財政部	行政改革推進課			行政改革推進担当		予算事業コード	会計 10	款 02	項 01	目 01

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)			位置付けなしの場合	無	法令による実施義務		義務ではない
基本目標(章)			実施計画事業名	なし			
方向性(節)			個別計画等の名称	なし			
施策			当事業に関連する事務事業	なし			
細施策							
事業実施の根拠となる法令・条例等	・地方自治法(第252条の36) ・川越市外部監査契約に基づく監査に関する条例						

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	【対象】市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理 【目的】外部の者による専門的な視点からの監査を受けることにより、事務事業の適法性、妥当性を確保する。また、監査結果を公表することにより、市民の市政に対する信頼を高める。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	自治法の規定により、中核市に移行した平成15年度以来毎年度、包括外部監査人による監査を受けている。監査の結果を受け、「指摘」「意見」に対する措置の措置状況管理を行い、定期的に庁議に報告している。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額	15,000	15,000	15,000	14,000	14,000	
(25年度予算額大幅増/減の理由)						
事業費 A	15,000	15,000	15,000	14,000	14,000	13,000
人件費 B	2,568	2,568	2,568	2,568	2,568	2,568
総コスト(C=A+B)	17,568	17,568	17,568	16,568	16,568	15,568
正規職員(1年間の従事人数)	0.35人	0.35人	0.35人	0.35人	0.35人	0.35人
臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金 D	0	0	0	0	0	0
その他特定財源 E	0	0	0	0	0	0
市の財政負担(=C-D-E)	17,568	17,568	17,568	16,568	16,568	15,568

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
 ※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値
成果 「結果」の措置率	%	30.6	62.5	52.6	60.0	70.0	30年度 75.0
指標の定義・説明	当該年度に措置を講じた項目数(措置を講じない旨の決定含む)÷未措置の「結果」累計数						
成果 「意見」の措置率	%	30.6	42.3	42.4	31.4	50.0	30年度 75.0
指標の定義・説明	当該年度に措置を講じた項目数(措置を講じない旨の決定含む)÷未措置の「意見」累計数						
活動 措置状況調査回数	回	4	4	2	2	2	年度
指標の定義・説明	「指摘」「意見」に対する措置状況の調査を行った回数						
指標に基づく評価	「指摘」「意見」ともに毎年度新たに増えていくため、措置率をもって一概に評価できるものではないが、過去の「指摘」「意見」に対する措置済みの事項は年々増えてきており、一定の成果が上がっていると言える。						

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	効率性に課題 過年度の指摘事項における未措置事項の積み残しは、平成15年度分から平成23年度分までで140項目を超えてしまっている。他団体との交渉を要するもの等、解決に時間を要するものもあるが、長期にわたることで、担当者の異動等により所管部署の認識が薄れてしまっている面があると考えられる。そのため、長期間未措置となっている項目の検討状況につき改めて整理する必要がある。
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	未措置事項の追跡調査について、中核市40市中22市が無期限としている一方、7市が3年以下、6市が4~6年と期間を区切っている。また、未措置となっている項目について、6市が所管部署へのヒアリングや理由書の提出指導等を行っている。(平成23年度時点)
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	地方自治法第252条の36の規定で実施が義務付けられているため、廃止することは出来ない。また、監査という性質上、外部監査人の執務内容を縮小することは困難だが、契約金額については見直しが可能である。

平成25年度事務事業評価 方向性提示シート

所管部署		政策財政部				行政改革推進課	行政改革推進担当
事務事業名称		24	04	01	00	外部監査	
今後3年間の方向性	25年度	改善(見直し)		契約金額については他市動向を参考に、外部監査人の交代時に合わせて見直しを行う。また、措置率の向上を図るため、現状行っている措置状況の進行管理に加え、未措置項目に対して所管部署に状況報告を求める等の指導體制を構築する。			
	26年度	改善(見直し)		措置率の向上を図るため、現状行っている措置状況の進行管理に加え、未措置項目に対して所管部署に状況報告を求める等の指導體制を構築する。			
	27年度	継続					